

令和7年第3回 三朝町教育委員会 定例会 日程

と き：令和7年3月27日(木) 午後2時00分～

ところ：三朝町役場2階 第2会議室

1 開 会

2 前回議事録承認

松浦委員、塩谷委員

3 議事録署名委員指名

4 報告事項

(1) 教育総務課事業について

(2) 社会教育課事業について

(3) 図書館事業について

(4) 教育委員会の委任による専決処分（区域外就学の認定）について【非公開】

(5) 通級指導教室の指導終了及び継続希望について【非公開】

(6) 三朝町生涯学習推進プラン（仮称）の策定について（答申）

5 議 事

議案第13号 三朝町地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）の委嘱について

議案第14号 令和7年度三朝町学校運営協議会委員の任命について

議案第15号 三朝町人権教育推進員の任命について

議案第16号 町立みささ図書館協議会委員の任命について

議案第17号 三朝町心の教室相談員の任命について

議案第18号 令和7年度小中学校校医等の委嘱について

議案第19号 令和7年度小中学校職員等の配置について【非公開】

議案第20号 三朝町教育委員会事務局職員の人事（出向）について【非公開】

議案第21号 三朝町教育委員会事務局職員の任命について【非公開】

6 協議事項

(1) 第2次三朝町次世代育成・女性活躍推進特定事業主行動計画の策定について

(2) 三朝町生涯学習推進プラン（仮称）の策定について

7 その他

8 閉 会

次回 定例会 令和7年4月 日（ ） ： ～（ ） 集合）

報告事項(1)

教育総務課事業について

月 日	時 間	内 容	備 考
【3月】			
3月5日	(水) 11:00-	校長会、共同学校事務室協議会	
3月6日	(木) ~ 7日	県立高校一般入試	
	~21日	三朝町議会 3月定例会	
3月8日	(土) ~ 9日	県教委教職員人事異動ヒアリング	白兔会館
3月11日	(火) 9:30-	中学校卒業式 50名	文化ホール
3月13日	(木) 10:00-	総務教育常任委員会	
	14:00-	教育委員会臨時会	
	14:30-	臨時校長会	
		令和6年度末教職員人事学校長内示	
3月17日	(月)	県立高校一般入試合格発表	
3月18日	(火) 9:00-	小学校卒業式 46名	小学校
	16:00-	フランスとのオンライン交流	中学校
3月24日	(月)	小中学校修了式・離任式	
【4月】			
4月1日	(火) 9:00-	年度始め式	
4月2日	(水) 15:45-	小中学校転入教職員等着任式	
4月4日	(金) 13:30-	校長会	
4月9日	(水)	小中学校始業式	
	~15日	ふれあい運動	
4月10日	(木)	小中学校入学式 (午前：小学校、午後：中学校)	
4月11日	(金)	第71回三朝町戦没者・公務殉職者合同追悼式	文化ホール
4月14日	(月) 9:30-	中部スクラム教育連絡協議会	
4月16日	(水) 10:30-	県町村教育長会	白兔会館
	14:00-	県市町村教育行政連絡協議会	白兔会館
4月17日	(木)	全国学力・学習状況調査	
4月18日	(金)	中学校PTA総会	
4月23日	(水) ~24日	小学校6年修学旅行	広島
4月24日	(木) ~25日	春の区長会	
4月28日	(月)	小学校PTA総会	

- ・小学校全校遠足 5月2日
- ・中学校3年修学旅行(東京) 5月7日~9日
- ・中学校2年トライワーク 5月7日~9日
- ・中学校1年三徳山登山 5月8日~9日
- ・小学校運動会 5月24日(予備日:25日)

報告事項（２）

【社会教育課】 令和７年３月～４月の報告及び取組について

日 時			事 業 名 等	場 所	備 考
3月 6日	(木)	15:00	日本海新聞ふるさと大賞2024表彰式	役場	
3月 8日	(土)	13:30	第２回三徳学講座	文化ホール	39名
3月13日	(木)	13:30	三朝町生涯学習推進プラン（仮称）答申	役場	
		18:00	三朝町体育協会役員会	役場	
3月14日	(金)	10:00	三朝大学特別講座（コーヒーの淹れ方）１日目	図書館	9名
3月15日	(土)	9:00	青空体験塾（そば打ち体験・閉塾式）	文化ホール	34名
		10:00	三朝大学特別講座（コーヒーの淹れ方）２日目	図書館	7名
3月16日	(日)	10:00	スポーツ教室（リズムジャンプレッスン）	スポセン	14名
3月23日	(日)	9:00	三朝町表彰・教育委員会表彰 表彰式	文化ホール	町13名教委18名
3月29日	(土)	9:00	三朝球場改修工事完成記念事業	三朝球場	

日 時			事 業 名 等	場 所	備 考
4月 7日	(月)	11:00	第１回学校運営協議会	小学校	
4月 8日	(火)	18:30	スポーツ推進委員会定例会	役場	
4月 9日	(水)	18:30	町スポーツ少年団総会	役場	
4月12日	(土)	9:30	町スポーツ少年団結団式	スポセン	
4月16日	(水)	15:30	東伯郡体育協会理事会	中部総合事務所	
4月19日	(土)		中部地区スポーツ少年団軟式野球交流大会	三朝球場	4/29（２日目）
		9:00	みささ青空体験塾 開塾式	文化ホール	
4月26日	(土)		日本遺産ウィーク		～5/4

4月下旬 文化団体連絡協議会総会（未定）

報告事項(3)

【図書館】令和7年3月～4月の報告及び取組について

日 時	内 容		備 考
【3月】			
3月 3日 (月) 11:45-	【研修会議】	町学校図書館担当者会	小学校
3月 5日 (水) 10:00-	【研修会議】	図書館業務専門講座 (テーマ: 本の修繕基礎講座)	県立図書館
11:00-	【定期取組】	三朝バイオリン美術館おはなし会	参加親子33名
3月 8日 (土) 14:00-	【定期講座】	みささ英語村	参加者12名
3月11日 (火)	【定期取組】	5歳児健診 (読み聞かせ・配本)	文化ホール
3月14日 (金)	【定期取組】	県立図書館協力貸出選書	県立図書館
10:00-	【特別企画】	コーヒーの淹れ方講座 in みささ図書館	社会教育課
3月15日 (土) 10:00-	【特別企画】	コーヒーの淹れ方講座 in みささ図書館	社会教育課
3月16日 (日) 10:30-	【定期取組】	親子で楽しむおはなし会	参加親子15名
3月22日 (土) 14:00-	【定期講座】	みささ英語村	参加者 名
3月27日 (木)		休館日(資料整理日)	
3月28日 (金) - 4/16	【企画展示】	世界自閉症啓発デー in 鳥取 2025 パネル展示	

【学校への貸出】 なし

日 時	内 容		備 考
【4月】			
4月 2日 (水) 11:00-	【定期取組】	三朝バイオリン美術館おはなし会	
4月12日 (土) 14:00-	【定期講座】	みささ英語村	
4月15日 (火)	【定期取組】	3歳児健診 (配本)	文化ホール
4月17日 (木) - 5/28	【企画展示】	日本遺産PR展示	観光交流課
4月20日 (日) 10:30-	【定期取組】	親子で楽しむおはなし会	
4月23日 (水)	【定期取組】	中学校図書委員選書来館	
4月24日 (木)		休館日(資料整理日)	
4月26日 (土) 14:00-	【定期講座】	みささ英語村	

報告事項(4)

教育委員会の委任による専決処分（区域外就学の認定）について

次のとおり区域外就学の認定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第3項の規定により、本委員会へ報告する。

別紙のとおり

《参考》

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律 （事務の委任等）

第25条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 略

3 教育長は、教育委員会規則で定めるところにより、第一項の規定により委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。

4 略

○学校教育法施行令 （区域外就学等）

第9条 児童生徒等をその住所の存する市町村の設置する小学校、中学校（併設型中学校を除く。）又は義務教育学校以外の小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校が市町村又は都道府県の設置するものであるときは当該市町村又は都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校における就学を承諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。

2 市町村の教育委員会は、前項の承諾（当該市町村の設置する小学校、中学校（併設型中学校を除く。）又は義務教育学校への就学に係るものに限る。）を与えようとする場合には、あらかじめ、児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に協議するものとする。

○三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則 （委任事項）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（1）～（13） 略

報告事項(5)

通級指導教室の指導終了及び継続希望について

次のとおり通級指導教室の指導終了及び継続希望について、三朝町小・中学校通級教室指導教室実施要綱（平成 24 年教委告示第 39 号）第 6 条の規定に基づき、本委員会へ報告する。

別紙のとおり

《参考》

○三朝町小・中学校通級指導教室実施要綱

（通級の終了）

第 6 条 在籍学校長は、通級による指導を受けている児童生徒について、設置学校長の意見を聴いた上で、当該指導を受けさせる必要がなくなつたと判断するときは、教育委員会に対して通級指導終了書（様式第 5 号）とともに、保護者へ通級指導終了通知書（様式第 6 号）を提出するものとする。

令和7年3月13日

三朝町教育委員会
教育長 西田 寛司 様

三朝町生涯学習推進プラン(仮称)策定委員会
委員長 長岡 絵里佳



三朝町生涯学習推進プラン（仮称）の策定について（答申）

令和6年5月23日付で諮問のあった標記の件について、町民の多様な学習ニーズに対応し、誰もが学び続けることができる環境づくりを目指し、本策定委員会において広く意見を聴取しながら協議を進めてまいりました。

その結果、三朝町における生涯学習の方向性と施策を示した「みささアクション 学びの①！～三朝町生涯学習推進プラン～」(以下、「本プラン」という。)を別添のとおり取りまとめましたので、ここに答申いたします。

本プランでは、令和6年6月に実施した『社会教育・生涯学習に関する町民意識調査』をもとに検討をかさね、4つの基本理念と4つの基本目標、9つの基本施策を定めています。

本プランの名称に表すように、町民が主体的に生涯学習に取り組み、世代を超えて「学びの輪」が広がること、さらに、地域の温かいつながりの中で楽しく学べる「ふれあいの和」が深まること、こうした学びによって地域がより豊かになることを願い作成しました。

昭和63年11月に宣言された「生涯学習の町」の機運を高め、地域の関係団体と連携した推進体制を構築し、令和7年度から令和10年度の4年間で本プランに基づく取り組みが着実に推進されることを期待します。

議案第 13 号

三朝町地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）の委嘱について

次のとおり三朝町地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）の委嘱をすることについて、三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和 45 年三朝町教育委員会規則第 4 号）第 2 条第 9 号の規定により、本委員会の同意を求める。

令和 7 年 3 月 27 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

1 氏 名 松浦 靖明（まっうら やすあき）

2 任 期 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

《参考》

○三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則
（委任事項）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（9） 社会教育委員その他の法令又は条例に基づく委員会、審議会等の委員を任命し、又は委嘱すること。

○三朝町地域学校協働活動推進員設置要綱
（設置及び定数）

第 3 条 教育委員会は、三朝小学校及び三朝中学校（以下「学校」という。）に推進員を置くことができる。

2 推進員の数は、地域の実情を考慮の上、各学校 1 名を原則とする。ただし、同一の推進員が複数の学校を担当することを妨げない。

（資格及び委嘱）

第 4 条 推進員の委嘱は、次の各号のいずれにも該当する者のうちから、学校長の推薦により、教育委員会がこれを行う。

（1） 地域において社会的信望がある者

（2） 地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者

（委嘱期間及び委嘱の解除）

第 5 条 推進員の委嘱期間は、委嘱を受けた日からその日が属する年度の末日までとする。ただし、再任は妨げない。

議案第 14 号

令和 7 年度三朝町学校運営協議会委員の任命について

次のとおり令和 7 年度三朝町学校運営協議会委員を任命することについて、三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和 45 年三朝町教育委員会規則第 4 号）第 2 条第 9 号の規定により、本委員会の同意を求める。

令和 7 年 3 月 27 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

1 令和 7 年度三朝町学校運営協議会委員

別紙のとおり

2 任 期

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

《参考》

○三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則

（委任事項）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（9） 社会教育委員その他の法令又は条例に基づく委員会、審議会等の委員を任命し、又は委嘱すること。

○三朝町学校運営協議会規則

（委員の任命）

第 8 条 協議会は、委員 18 人以内をもって組織し、次に掲げるもののうちから、教育委員会が任命する。

令和 7 年度 学校運営協議会委員名簿

	三 朝 小 学 校	三 朝 中 学 校
1	<u>平 尾 聡 康</u> (PTA会長) ※予定	<u>小 椋 梨 恵</u> (PTA会長) ※予定
2	<u>朝 倉 聡</u> (小鹿地域協議会長) (学校支援ボランティア)	<u>朝 倉 聡</u> (小鹿地域協議会長) (学校支援ボランティア)
3	<u>清 水 成 眞</u> (三徳地域協議会長) (みささこども・若者育成会長)	<u>清 水 成 眞</u> (三徳地域協議会長) (みささこども・若者育成会長)
4	<u>藤 井 博 美</u> (みささ村地域協議会長)	<u>藤 井 博 美</u> (みささ村地域協議会長)
5	<u>山 崎 一 彰</u> (賀茂地域協議会長)	<u>山 崎 一 彰</u> (賀茂地域協議会長)
6	<u>徳 田 修 一 郎</u> (高勢地域協議会長)	<u>徳 田 修 一 郎</u> (高勢地域協議会長)
7	<u>高 見 昌 利</u> (竹田地域協議会長)	<u>高 見 昌 利</u> (竹田地域協議会長)
8	<u>小 椋 千 秋</u> (NPO法人里山地域研究会理事長) (みささこども・若者育成会委員) (社会教育委員)	<u>布 廣 覚</u> (みささこども・若者育成会委員) (社会教育委員)
9	<u>松 原 万 里 子</u> (主任児童委員)	<u>有 間 昭 人</u> (学校支援ボランティア)
10	<u>山 本 達 哉</u> (地域スポーツ文化)	<u>藤 井 俊 子</u> (学校支援ボランティア)
11	<u>相 澤 涼 太</u> (地域スポーツ文化)	<u>塩 谷 俊 樹</u> (三朝中学校体育文化振興会長)
12	<u>福 田 功 枝</u> (園長会代表)	<u>平 井 尚</u> (三朝小学校長)
13	<u>山 下 有 司</u> (三朝中学校長)	<u>山 下 有 司</u> (三朝中学校長)
14	<u>平 井 尚</u> (三朝小学校長)	

議案第 15 号

三朝町人権教育推進員の任命について

次のとおり三朝町人権教育推進員を任命することについて、三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和 45 年三朝町教育委員会規則第 4 号）第 2 条第 9 号の規定により、本委員会の同意を求める。

令和 7 年 3 月 27 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

1 氏 名 栗原 靖弘（ くりはら やすひろ ）

2 任 期 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

《参考》

○三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則

（委任事項）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（9） 社会教育委員その他の法令又は条例に基づく委員会、審議会等の委員を任命し、又は委嘱すること。

○三朝町人権教育推進員設置規則

（目的）

第 1 条 この規則は、基本的人権を尊重し、差別のない明るく住みよい町づくりを推進するため、人権教育推進員（以下「推進員」という。）の設置に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（任命及び任期）

第 2 条 推進員は、三朝町教育委員会が任命する。

2 推進員の任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

議案第 16 号

町立みささ図書館協議会委員の任命について

次のとおり町立みささ図書館協議会委員を任命することについて、三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和 45 年三朝町教育委員会規則第 4 号）第 2 条第 9 号の規定により、本委員会の同意を求める。

令和 7 年 3 月 27 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

1 町立みささ図書館協議会委員

別紙のとおり

2 任 期

令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

《参考》

○三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則

（委任事項）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（9） 社会教育委員その他の法令又は条例に基づく委員会、審議会等の委員を任命し、又は委嘱すること。

○三朝町生活文化センター・町立みささ図書館の設置及び管理に関する条例

（協議会の設置等）

第 5 条 図書館に、町立みささ図書館協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会の委員の定数は、10 人以内とする。

3 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

（1） 学校教育及び社会教育の関係者

（2） 家庭教育の向上に資する活動を行う者

（3） 学識経験者

4 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

別紙（議案第 16 号関係）

1 町立みささ図書館協議会委員名簿

氏 名	所属・職名	備 考
山 下 有 司	三朝中学校 校長	学校教育及び社会教育の関係者
平 井 尚	三朝小学校 校長	学校教育及び社会教育の関係者
田 栗 幸 人	三朝町老人クラブ連合会 代表	学校教育及び社会教育の関係者
山 本 聖 子	三朝町社会教育委員会 委員	学校教育及び社会教育の関係者
平 尾 聡 康 ※予定	三朝小学校 P T A 会長	家庭教育の向上に資する活動を行う者
幸 田 ふ み	読み聞かせボランティア	家庭教育の向上に資する活動を行う者
福 田 功 枝	みささこども園 園長	学識経験者
吉 田 弘 幸	町立みささ図書館 元館長	学識経験者
福 田 茂 樹	三朝町商工会 会長	学識経験者
布 廣 泰 恵	三朝町立保育園 元園長	学識経験者

2 任 期

令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

議案第 17 号

三朝町心の教室相談員の任命について

次のとおり三朝町心の教室相談員を任命することについて、三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和 45 年三朝町教育委員会規則第 4 号）第 2 条第 9 号の規定により、本委員会の同意を求める。

令和 7 年 3 月 27 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

- 1 氏 名 松浦 千津子（ まつうら ちずこ ）
- 2 任 期 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

《参考》

○三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則
（委任事項）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（9） 社会教育委員その他の法令又は条例に基づく委員会、審議会等の委員を任命し、又は委嘱すること。

○三朝町心の教室相談員設置規則
（任命）

第 3 条 相談員は、三朝町教育委員会が任命する。

議案第 18 号

令和 7 年度小中学校校医等の委嘱について

次のとおり令和 7 年度小中学校校医等の委嘱をすることについて、三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和 45 年三朝町教育委員会規則第 4 号）第 2 条第 9 号の規定により、本委員会の同意を求める。

令和 7 年 3 月 27 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

1 令和 7 年度小中学校校医等の委嘱先

種 別	担 当	氏 名	医院等名称	所在地
校医	三朝小学校	松田 隆	まつだ小児科医院	倉吉市新町 3 丁目 1178-3
	三朝中学校	吉水 信明	吉水医院	三朝町本泉 419-1
歯科医	三朝小学校	小川 由	あけしま歯科医院	倉吉市幸町 507-20
	三朝中学校	遠藤 五月	三代歯科医院	倉吉市上井町 2 丁目 8-21
薬剤師	三朝小学校	杉谷 崇仁	みどり薬局	倉吉市東昭和町 33-1
	三朝中学校	江波 正英	すばる薬局	三朝町山田 677-5
校医（耳鼻科）	三朝小学校	橋本 好充	鳥取県立厚生病院	倉吉市東昭和町 150
校医（眼科）	三朝小学校 三朝中学校	松井 寛	まつい眼科クリニック	倉吉市昭和町 2-143

2 任 期

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

《参考》

○三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則

（委任事項）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（9） 社会教育委員その他の法令又は条例に基づく委員会、審議会等の委員を任命し、又は委嘱すること。

○三朝町立小・中学校管理規則

（学校医・学校歯科医及び学校薬剤師）

第 24 条 学校医・学校歯科医及び学校薬剤師は、校長の推薦により教育委員会が委嘱する。

議案第 19 号

令和 7 年度小中学校職員等の配置について

次のとおり令和 7 年度小中学校職員等の配置をすることについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 21 条第 3 号の規定により、本委員会の同意を求める。

令和 7 年 3 月 27 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

別紙のとおり

《参考》

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律
（教育委員会の職務権限）

第 21 条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

三 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

○三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則
（委任事項）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（7） 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。ただし、臨時的任用職員を除く。

議案第 20 号

三朝町教育委員会事務局職員の人事（出向）について

次のとおり三朝町教育委員会事務局職員の人事（出向）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 2 項第 4 号により、本委員会の同意を求める。

令和 7 年 3 月 27 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

別紙のとおり

《参考》

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律
（事務の委任等）

第 25 条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

四 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

○三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則
（委任事項）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（7） 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。ただし、臨時的任用職員を除く。

議案第 21 号

三朝町教育委員会事務局職員の任命について

次のとおり三朝町教育委員会事務局職員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 2 項第 4 号により、本委員会の同意を求める。

令和 7 年 3 月 27 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

別紙のとおり

《参考》

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律
（事務の委任等）

第 25 条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

四 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

○三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則
（委任事項）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（7） 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。ただし、臨時的任用職員を除く。

協議事項(1)

第2次三朝町次世代育成・女性活躍推進特定事業主行動計画の策定について

次のとおり三朝町次世代育成・女性活躍推進特定事業主行動計画の策定について、三朝町長より協議の申し入れがあったので、協議する。

令和7年3月27日提出

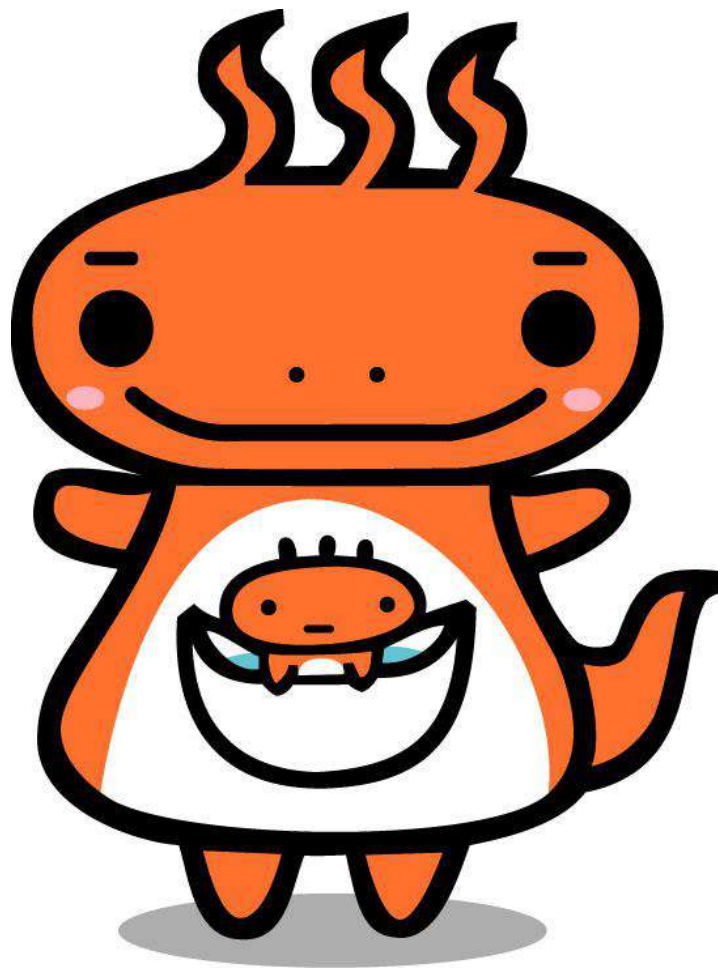
三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

別紙のとおり

(案)

第2次

三朝町次世代育成・女性活躍推進特定事業主行動計画



令和7年3月

三 朝 町 長
三 朝 町 議 会 議 長
三 朝 町 教 育 委 員 会
三 朝 町 選 挙 管 理 委 員 会
三 朝 町 農 業 委 員 会
三 朝 町 監 査 委 員
三 朝 町 水 道 事 業 管 理 者

第1 総論

1 目的

次の世代を担う子供たちが健やかに生まれ育つ環境を作ることを目的として、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定されたことを受け、三朝町においても「三朝町特定事業主行動計画」を策定し、職員一人ひとりが職場や家庭において子育ての意義について理解を深め、職員の仕事と育児の両立支援に取り組んできました。

また、平成27年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が制定され、女性職員がその能力と個性を十分に発揮し、活躍できる環境づくりの推進を目的に「三朝町における女性職員の活躍に関する特定事業主行動計画」を策定しました。

女性の活躍推進は子育て支援と一体的に取り組むことが効果的であるため、本町では、令和2年4月に両法律に基づく一体的な特定事業主行動計画を策定し、今後も引き続き各種の取組みを推進するため、行動計画の見直しを行います。

本計画に基づき、男女問わず全ての職員が仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を確保し、仕事と子育ての両立を実現できる職場づくりに努めてまいります。

2 計画の期間

この計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。また各計画期間中においても年度ごとに実施状況を把握し、必要に応じた計画の見直しを行います。

3 計画のための推進体制と職員の役割

（1）事務局

特定事業主行動計画推進事務局を総務課に設置し、職員からの相談窓口とします。

（2）所属長の役割

この計画は、職場において所属長が中心となり推進します。所属長は、各種制度の周知や休暇取得の促進を図り、所属職員がお互いに理解と協力がしやすい職場環境の整備を進めます。

（3）親としての職員の役割

父親・母親になると分かったら、できるだけ早い時期に所属長に伝え、周囲の理解と協力を得ることが大切です。

父親も母親も、仕事と子育ての両立を図るため、お互いに協力して育児に取り組み、保育園・幼稚園や小学校の行事等に積極的に参加するため、常に時間を意識した、計画的・効率的な事務遂行を図ります。

(4) 職員の役割

次世代育成支援は子育てを行う職員だけの問題ではなく職場全体の理解と協力が必要です。職員は、父親・母親となった職員が積極的に育児に参加できるよう、お互いに協力し、助け合い、育児に参加しやすい雰囲気づくりに取り組むことが必要です。

また、次世代育成支援のみならず、仕事と家庭生活の両立を図るためにも、効率的な仕事ができるよう職員自らが仕事に対する姿勢を見直します。

(5) 計画の見直し

各年度の実施状況について翌年度に分析・評価を行い、その結果を毎年定期的にホームページへの掲載等により公表します。また、必要に応じて、随時、計画の見直しを行います。

(6) イクボス宣言の推進

平成28年度に宣言した「イクボス宣言」について、職場全体に「イクボス」の取組を浸透させることで、男女がともに働きやすい職場のチームワークづくりに努め、職員の労働意欲と職場の力の向上を図ります。

第2 具体的な内容

1 子育てに関連する各種制度の周知と意識啓発

総務課は、子育て施策を担当する課と連携して、パンフレットや庁内インフォメーション等を活用して職員へ周知するとともに、制度を利用しやすい職場風土の醸成に取り組めます。

2 妊娠中及び出産後における配慮

妊娠中及び出産後の職員の健康に配慮するため次の取組を行い、職場全体で母性保護及び母性健康管理に配慮します。

- (1) 妊娠中の職員の健康や安全に配慮し、妊娠を申し出た場合は、所属長は職場内の業務分担の見直しを行い、その職員にとって負担とならないよう母性保護に努めるとともに、特定の職員に負担がかかることがないように配慮します。
- (2) 妊娠中、出産後の職員に対しては、本人の希望に応じて、時間外勤務を原則として命じないこととします。
- (3) 妊娠中の職員、出産後の職員のために設けられている出産費用の給付等の支援措置、育児休業等（育児短時間勤務及び部分休業を含む。以下同じ）、妻の出産休暇、子の養育休暇、子の看護のための休暇等の子育てに関連する特別休暇等の各種制度について周知徹底を図ります。
- (4) 不妊治療についての職場の理解を深め、不妊治療を行う職員が治療に専念できるよう休暇を取得しやすい環境づくりに努めます。

妊娠が判明したら、できるだけ早い時期に所属長に申し出ましょう。職場における健康配慮には、所属長や同僚の理解と協力が必要です。

3 子どもの出生時における父親の休暇（特別、年次）の取得促進

男性職員の育児参加を促進するため、休暇制度等の積極的な活用を促します。

妻が出産する場合の特別休暇（3日間）、育児参加のための休暇（5日間）、子どもの疾病等による特別休暇（5日間）及び年次休暇の取得の促進を図るため、所属長は、父親となる職員に休暇の取得を促すとともに、取得しやすい職場の環境づくりに努めます。

目標値：妻が出産する場合の特別休暇の取得率を100%とする。

4 育児休業等を取得しやすい環境の整備

育児休業等に対する職員一人ひとりの意識改革を進めるため、次の取組を行い、育児休業等を取得しやすい環境づくりに努めます。

(1) 育児休業制度等の周知

育児休業等に関する資料の配布等により制度の周知を図るとともに、特に男性職員の育児休業等の取得促進について周知徹底を図ります。また、妊娠を申し出た職員に対し、個別に育児休業等の制度や手続きについて説明を行います。

(2) 育児休業等を取得しやすい雰囲気の醸成

育児休業の取得の申し出があった場合、個別に当該部署内の業務分担の見直しを行います。また、必要に応じて、会計年度任用職員の活用により代替要員の確保に努めます。

(3) 育児休業等を取得した職員の円滑な職場復帰の支援

育児休業中は、職場の情報が途絶えることになり、復帰に際しての障害となる可能性があります。育児休業中の職員に対して、定期的に広報誌や通達等の送付、職場や業務の状況等について情報提供を行い、職場復帰のサポートを適切に実施し、円滑に職場復帰できるよう努めます。また、職場復帰後の業務量が適切なものであるかどうかについて、点検と見直しを行います。

目標値：職員の育児休業の取得率を100%とする。

(令和6年度は100%達成)

5 介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化

少子高齢化に伴い、家族の介護に直面する人が増えています。家族の介護が理由の離職を防ぐため、職員から介護に関する相談を受けた場合には、両立支援制度等に関する情報提供、制度利用の意向確認を行い、安心して制度を利用しながら働き続けることができる環境づくりに努めます。

また、職員全体へ定期的に両立支援制度を周知することで、家族介護が必要になった場合への不安を軽減します。

6 時間外勤務の削減

家族と触れ合う時間を増やすためにも、職員自身が健康であることが必要です。人間らしい社会生活を営み、職員の心と体の健康を維持するためにも時間外勤務の縮減に取り組むことが重要であり、仕事中心の生活パターンや意識を改め、子育てと仕事の両立しやすい環境づくりにつながります。

- (1) 所属長は、職員の勤務状況を把握し、時間外勤務の適正な管理を行うとともに、時間外勤務縮減の取組の重要性について職員の意識啓発を図ります。
- (2) 所属長は、職員に時間外勤務を命令するときは、業務の必要性、緊急性を判断し必要最小限のものとします。
- (3) 3歳未満（小学校就学前に改正になるが）の子どもを養育する職員の時間外勤務の免除に関する制度の周知を行います。
- (4) 小学校就学前の子を養育する職員の深夜勤務・時間外勤務の制限に関する制度の周知を行います。
- (5) 毎月15日をノー残業デーとして、課長会や庁内インフォメーションを通して徹底を図ります。

目標値：各職員の年間平均時間外勤務時間数を60時間以内とする。

※災害、選挙等の突発的な業務を除く。

7 年次休暇の取得の促進

子育て中の職員が休暇を取得しやすい環境を職場全体で行っていくことが、子育てと仕事の両立につながります。

- (1) 年次休暇の取得に対する意識改革を進め、取得しやすい雰囲気をつくれます。
- (2) 所属長は、職員の年次休暇の取得状況を把握し、取得の少ない職員には声掛けするなど計画的な年次休暇の取得を指導します。
- (3) 職員が安心して休暇を取得できるよう、職場内の相互応援体制を整備します。

目標値：令和11年度までに、年次休暇の取得日数を12日以上（1月に1日以上、取得割合60%以上）とする。

8 職場優先の環境や固定的な性別役割分担意識等の是正のための取組

性別により偏った仕事が分担されるなど子育てと仕事の両立を妨げるような環境や意識は改善されなければなりません。また、こうした事態を含め、子育てと仕事を両立していく上での悩み事などを気軽に相談できる窓口を整備し職場環境の改善を進めます。

- (1) 職員がバランスよく職場、家庭、地域社会に参画できるようワーク・ライフ・バランスの推進や、固定的な性別役割分担意識等の是正についての情報提供や意識啓発を行います。
- (2) セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等に対応する相談窓口を設置するとともに、防止のための研修を行います。

9 女性職員活躍推進に関する事項

- (1) 募集条件の見直しや適正な人員配置等により、採用試験への応募者、採用者及び採用時の配置について男女間の隔たりがないよう努めます。
- (2) 女性職員の管理監督者への登用の推進
職員を外部の専門研修に派遣するとともに、多様な職場、多様なポストへの配置等を通して管理監督者としての人材育成を図ります。

目標値：管理職員（管理職手当の支給を受ける職員をいう。）に占める女性職員の割合を30%以上とする。

10 その他の次世代育成支援対策に関する事項

- (1) 来庁者に対する環境整備
子どもを連れた来庁者の立場にたった親切的な応接対応等の接遇向上を図ります。
- (2) 子ども・子育てに関する地域貢献活動
子どもを安全な環境で安心して育てることができるよう、地域住民等の自主的な防犯活動や少年非行防止、立ち直り支援の活動等への職員の積極的な参加を支援します。
- (3) 子どもと触れ合う機会の充実
職員の福利厚生事業の実施にあたっては、ワーク・ライフ・バランスを推進するという観点から、職員のみならず子どもを含めた家族全員が参加又は享受できるような事業の実施に努めます。

三朝町の状況把握結果について

(1) 職員採用の状況

(単位:人、%)

各年度採用者	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
男 性	0	2	3	1
女 性	0	1	1	0
合 計	0	3	4	1
(女性割合)	(0.0)	(33.3)	(25.0)	(0.0)

(2) 採用試験の女性割合

(単位:人、%)

各年度受験者数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
男 性	24	23	11	22
女 性	6	8	5	6
合 計	30	31	16	28
(女性割合)	(20.0)	(25.8)	(31.3)	(21.4)

(2) 職員の女性割合と継続勤務年数

(単位:人、%、年)

	職員数	平均勤務年数
男 性	50	19.48
女 性	37	21.24
合計(女性割合)	87(42.5)	

※令和6年3月末時点

(3) 職員一人当たりの各月ごとの平均時間外勤務時間

(単位:時間)

R3	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間
男性	3.7	4.4	3.1	4.6	6.1	5.4	22.3	7.5	4.7	31.6	7.5	13.4	114.3
女性	0.3	1.1	0.9	5.4	3.8	4.1	8.2	2.6	2.1	11.1	1.5	1.6	42.7
合計	2.4	3.1	2.2	4.9	5.2	4.9	16.6	5.5	3.6	23.4	5.1	8.6	85.5
R4	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間
男性	8.0	4.5	12.6	26.3	4.6	7.5	4.8	5.7	6.8	14.4	6.3	17.1	118.6
女性	2.5	4.0	5.5	10.8	4.0	5.1	3.6	6.5	3.9	2.1	4.1	5.4	57.5

合計	5.7	4.3	9.7	19.9	4.3	6.5	4.3	6.0	5.6	9.3	5.4	12.2	93.2
R5	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間
男性	30.8	7.9	9.0	5.2	21.3	13.0	13.9	16.4	18.1	14.9	12.1	11.8	174.4
女性	12.7	5.5	4.0	4.2	8.1	2.8	3.8	6.2	3.2	2.3	3.4	4.7	60.9
合計	23.1	6.9	6.9	4.8	15.7	8.6	9.6	12.0	11.7	9.5	8.4	8.8	126.0

※管理職員を除く。

※災害対応や新型コロナウイルス関連事業により、時間外勤務時間が多くなっている。

(4) 管理的地位にある職員に占める女性割合 (単位:人、%)

	管理職数	女性管理職数	女性割合
全 体	17	6	35.3

※令和6年1月1日時点

(5) 各役職段階に占める女性職員の割合 (単位:人、%)

	全体職員数	女性職員数	女性割合
課長補佐相当職	15	3	20.0
係長相当職	30	17	56.7

※令和6年1月1日時点

(6) 男女別の育児休業取得率

令和5年中の取得率 男性 100% (対象者3名)

女性 100% (対象者1名)

(7) 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率

令和5年度中の配偶者出産休暇取得率 100% (対象者3名)

〃 育児参加のための休暇取得率 0% (対象者3名)

(8) 年次休暇の職員1人当たりの平均取得日数 (単位:日、%)

	休暇日数	取得日数	取得率
令和5年	19.7	10.5	53.2

※休暇日数は繰越日数を除いたもの。

見直し内容について

該当箇所		見直し内容
第1 総論	1 目的	
	2 計画の期間	令和7年から11年（5年間）
	3 計画のための推進体制と職員の役割	（4）内容について一部追記
第2 具体的な内容	1 子育てに関連する各種制度の周知と意識啓発	
	2 妊娠中及び出産後における配慮	（4）不妊治療についての内容を追記
	3 子供の出生児おける父親の休暇（特別、年次）の取得促進	育児参加のための休暇（5日間）を追記
	4 育児休業等を取得しやすい環境の整備	目標値が男女とも100%となっているため、表現を変更。
	5 介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化	追加
	6 時間外勤務の削減	内容について一部追記
	7 年次休暇の取得の促進	（3）（5）削除
	8 女性職員活躍推進に関する事項	現計画の目標値30%は達成したが、職員の男女比率もあり、現状と同じ30%以上を目標とする。
	9 その他の次世代育成支援対策に関する事項	
三朝町の状況把握について		最新値にて新規に記載

協議事項（２）

三朝町生涯学習推進プラン（仮称）の策定について

三朝町生涯学習推進プラン（仮称）の策定について、協議する。